

国民保護制度等について

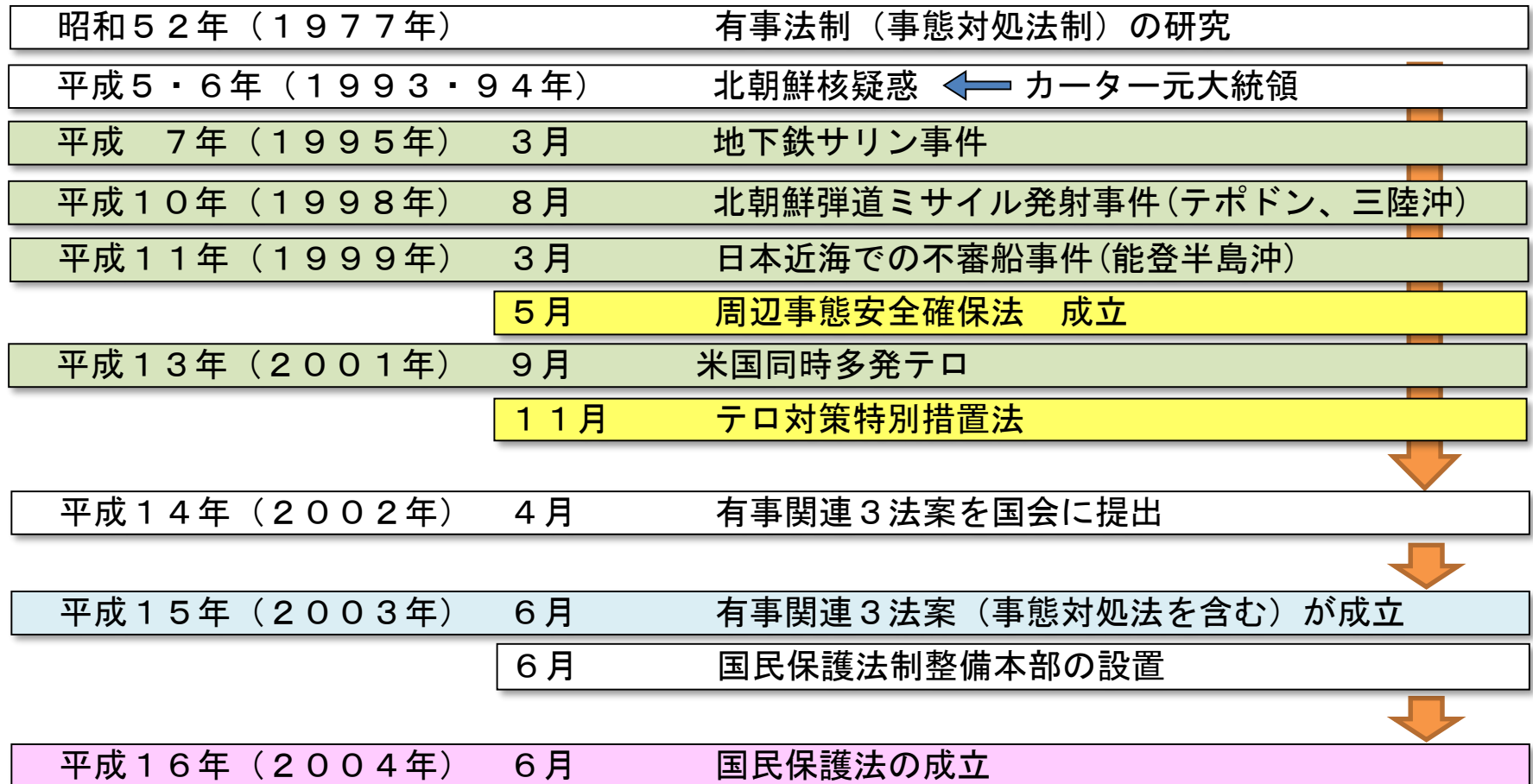
令和2年12月11日

消 防 庁

万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、
国、地方公共団体、関係機関などが協力して
住民を守るための仕組み

- 迅速な避難
- 被災住民への救援
- 被害最小化のための取り組み
(警察、消防、自衛隊等)

国民保護法成立までの経過

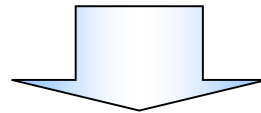


有事法制における国民保護法の位置付け

事態対処法

(平成15年6月成立)

- 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処基本方針の内容、決定手続等基本的事項を定めるもの



平成16年の通常国会で成立した7法律

国民の保護のための法制

国民保護法

※平成16年9月17日施行

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

- 米軍行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法の一部改正

交通及び通信の総合的な調整に関する法制

- 特定公共施設利用法

捕虜の取扱いに関する法制

- 捕虜取扱い法

非人道的行為の処罰に関する法制

- 国際人道法違反処罰法

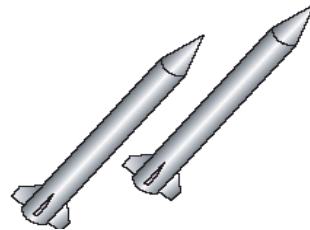
国民保護法で対象とする事態

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態



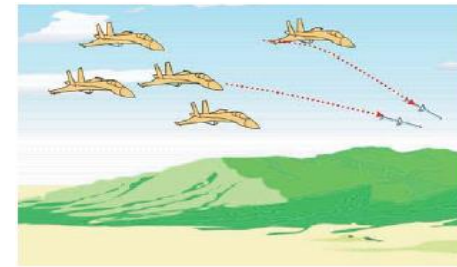
着上陸侵攻



弾道ミサイル攻撃



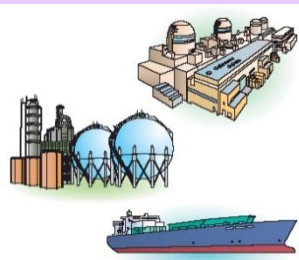
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



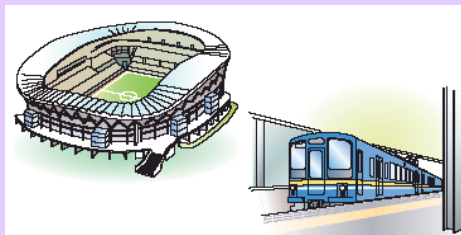
航空攻撃

緊急対処事態

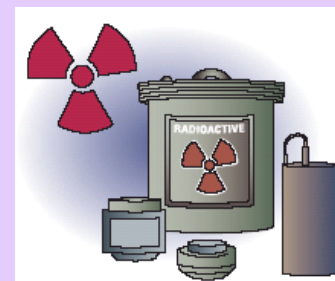
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、後日、武力攻撃事態に認定されることになる事態も含む。



危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等)



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(ターミナル駅や列車の爆破等)



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌やサリンの大量散布、ダーティボム等)



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)

国民保護の3つの柱

住民の避難

警報の伝達

避難の実施

避難住民等の救援

収容施設の供与

食品等の提供

医療の提供

等

武力攻撃災害への対処

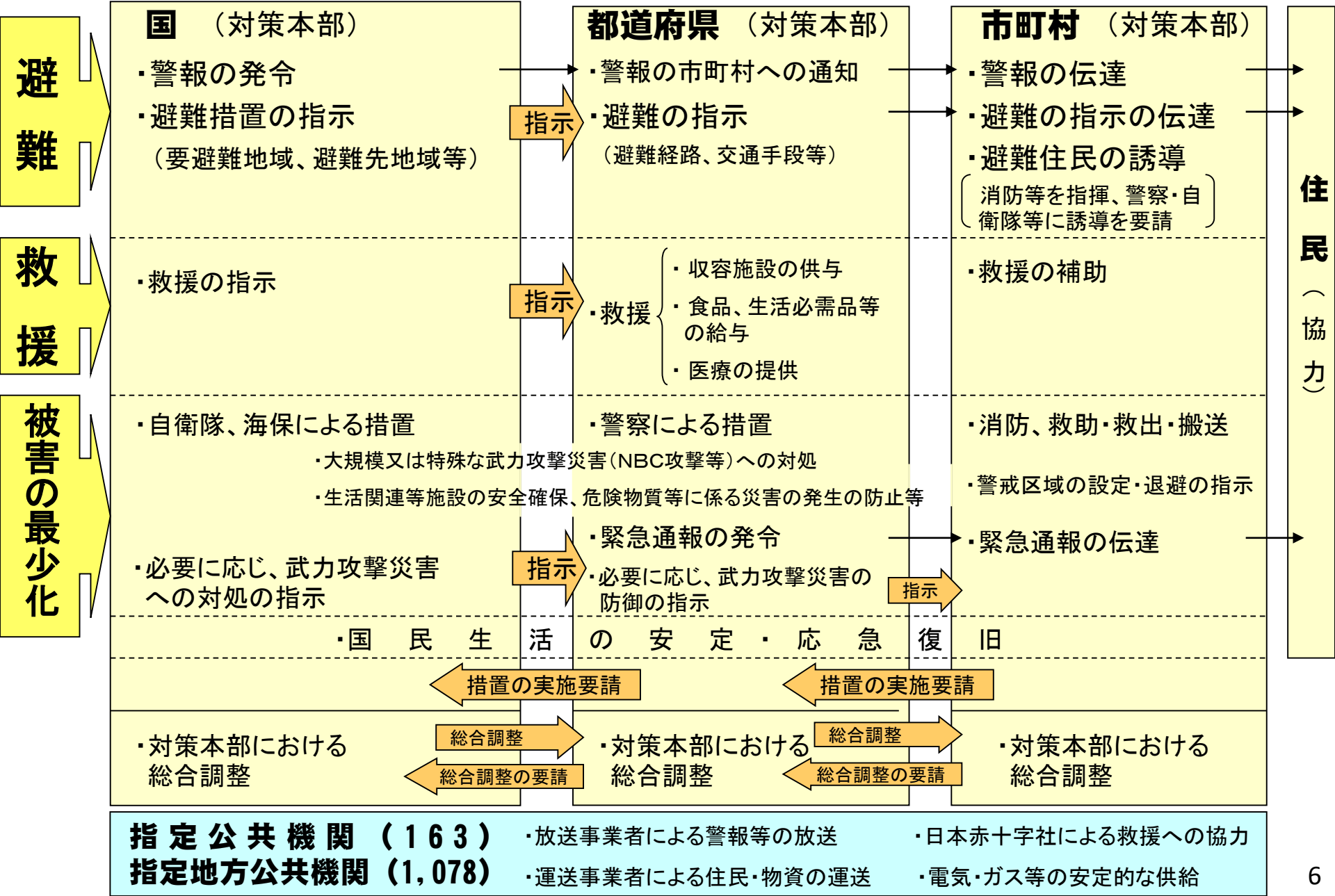
消火、救助

警戒区域の設定

退避の指示

等

国民の保護に関する措置の仕組み



避難の仕組み

国（対策本部）



国が、避難が必要な地域、避難先となる地域等を決定し、都道府県に指示。

都道府県
（国民保護対策本部）



国からの指示を踏まえ、避難計画（経路・交通手段等）を具体化し避難するよう住民に指示

市町村
（国民保護対策本部）



都道府県の避難の指示を踏まえ、避難実施要領を作成し、市町村の職員、消防職員、警察官等が住民を避難施設等へ誘導

国民



緊急の場合は、都道府県、市町村が独自の避難の指示（退避の指示）を発令する事が可能。

救援の仕組み

都道府県
(国民保護対策本部)



国からの指示を受け、都道府県(政令市)が
救援活動を実施。

(緊急時は国の指示がなくとも、実施可能)

国(対策本部)

救援の指示

都道府県知事・指定都市の長(市町村長)

協力

日本赤十字社

救援の実施

収容施設の設置、食品・飲料水の提供
生活必需品の提供・医療の提供など



市町村
(国民保護対策本部)

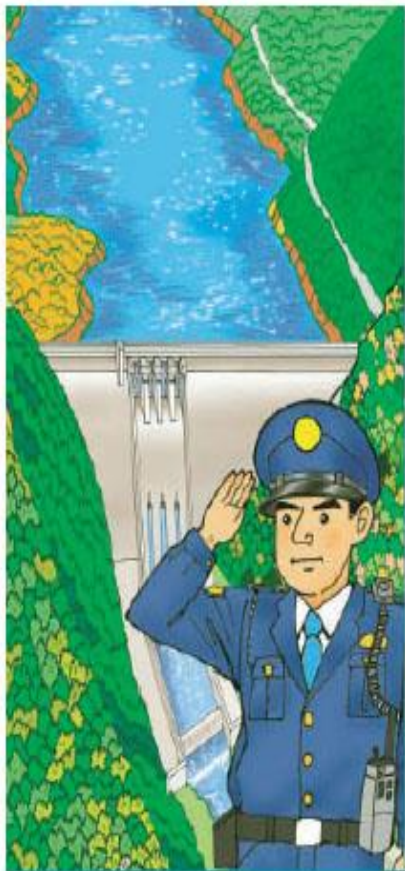


市町村は、都道府県の救援活動を支援。

(都道府県の委任を受け、市町村が実施する場合もあり)

被害の最小化(武力攻撃・大規模テロによる災害への対処)

ダムや発電所などの施設の警備



化学物質などによる汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定



消防活動

消火や被災者の救助などの消防活動



警察・消防・自衛隊等が、役割分担しながら対応

国民保護と防災の比較

国民保護

武力攻撃、テロ
悪意ある相手により引き起こされる

法定受託事務

国→県→市町村

国の指定による設置

主体(県内における措置の
総合調整権を付与)

防災

地震、台風等
地理的状況、気象状況等による

自治事務

市町村(国、県は補完)

自らの判断で設置

補完的役割

事務性格

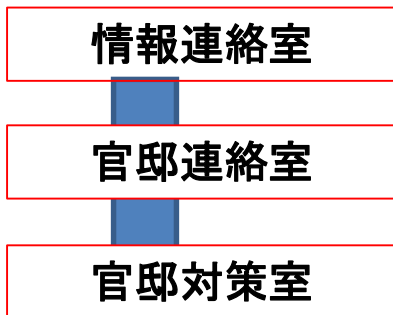
対応主体

対策本部

県の役割

国の体制と事態認定

○事態認定までの流れ



○政府の体制

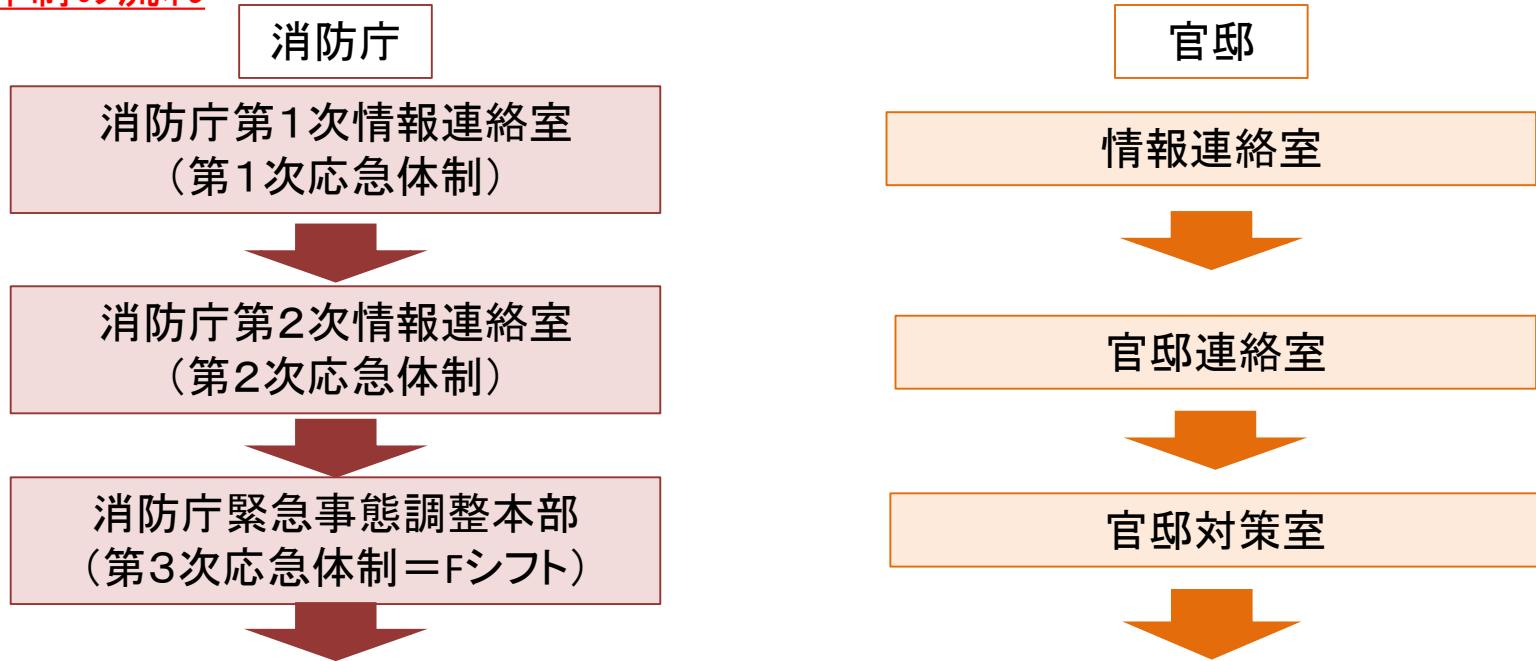
対策本部長	内閣総理大臣
委員会等	<ul style="list-style-type: none"> 緊急参集チーム 事態対処専門委員会 国家安全保障会議 臨時閣議

緊急参集チームの招集	関係省庁の局長級で構成されるチーム (消防庁からは次長が参加) 各省庁の対応状況について協議
事態対処専門委員会	国家安全保障会議の中で調査分析の進言を行う委員会
国家安全保障会議	内閣総理大臣の指示で、重大緊急事態への対処に関する重要事項の審議及び内閣総理大臣に意見具申を行う (総務大臣が出席)
臨時閣議	事態認定 対処基本方針(緊急対処事態対処方針)の決定



消防庁の応急体制（国民保護事案）と事態認定

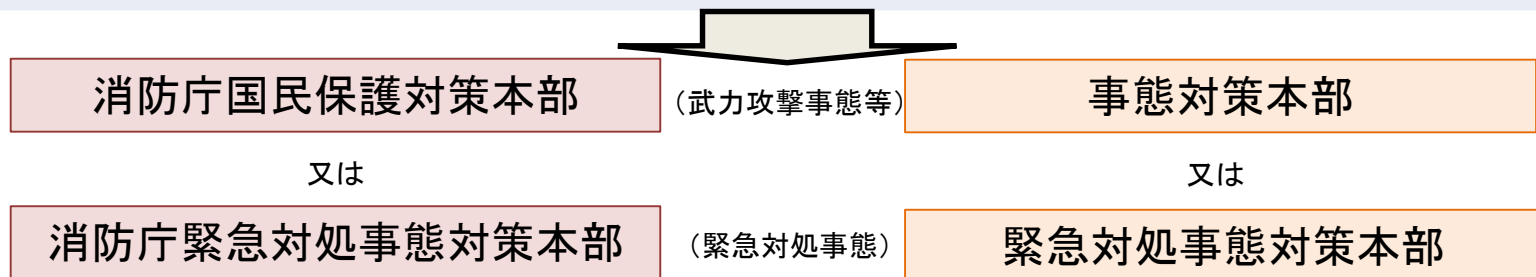
○応急体制の流れ



事態認定

国民保護法 適用開始

国が武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生したことを認定すること。



国民保護法に基づく避難施設

避難施設とは

- ◆弾道ミサイル攻撃や大規模テロ等の武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設。
- ◆都道府県知事（指定都市の長）は国民保護法で定める基準（規模、構造、設備、立地等）を満たす施設を、あらかじめ避難施設として指定する。
- ◆避難施設として指定される施設は、自然災害における避難先として災害対策基本法に基づき指定されている学校、体育館等が中心となっている。
- ◆域内の住民が速やかに避難できる範囲に避難施設を確保しておくことが重要（人口等に留意し、避難施設が地域的に偏ることがないように指定すべき）。

求められる役割

1. 避難住民等を收容することができる施設。
2. 長期に避難を要する事態における炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所。
3. ミサイル攻撃や空爆により発生する爆風や破片からの被害を軽減するための一時的な避難先。

R2.4.1現在

避難施設数	全国計	小中学校等学校	43,333
	94,078	緑地・公園	12,961
	コンクリート造り	公共施設	33,350
	53,480	福祉施設	2,174
	地下への避難が可能な施設	民間企業	416
	1,127		

学校（体育館）



各地域に所在し、住民に認知されている施設

道の駅



炊き出しや医療の提供等救援活動にふさわしい施設

地下広場・通路



ミサイル攻撃や空爆の際に有効な避難先

ドーム球場



多数の住民等を收容できる施設

避難施設の所在地などについては内閣官房 国民保護ポータルサイトで確認できます。 <http://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/>

国民保護共同訓練の実施状況

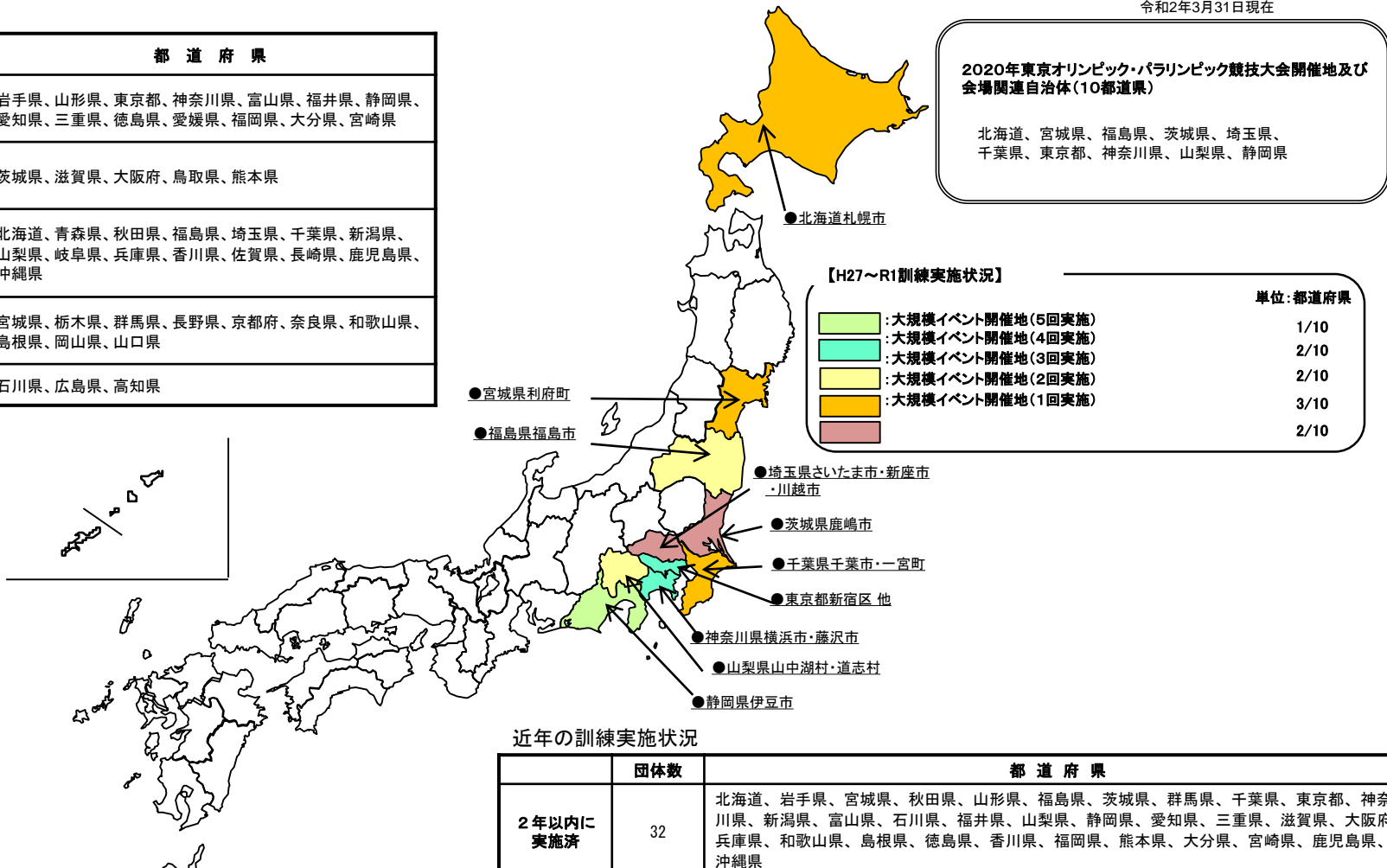
訓練実施回数

	団体数	都道府県
6回以上	14	岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、徳島県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県
5回	5	茨城県、滋賀県、大阪府、鳥取県、熊本県
4回	15	北海道、青森県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、岐阜県、兵庫県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
3回	10	宮城県、栃木県、群馬県、長野県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県
2回	3	石川県、広島県、高知県

令和2年3月31日現在

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び会場関連自治体(10都道県)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県



【H27～R1訓練実施状況】

- : 大規模イベント開催地(5回実施)
- : 大規模イベント開催地(4回実施)
- : 大規模イベント開催地(3回実施)
- : 大規模イベント開催地(2回実施)
- : 大規模イベント開催地(1回実施)

単位: 都道府県

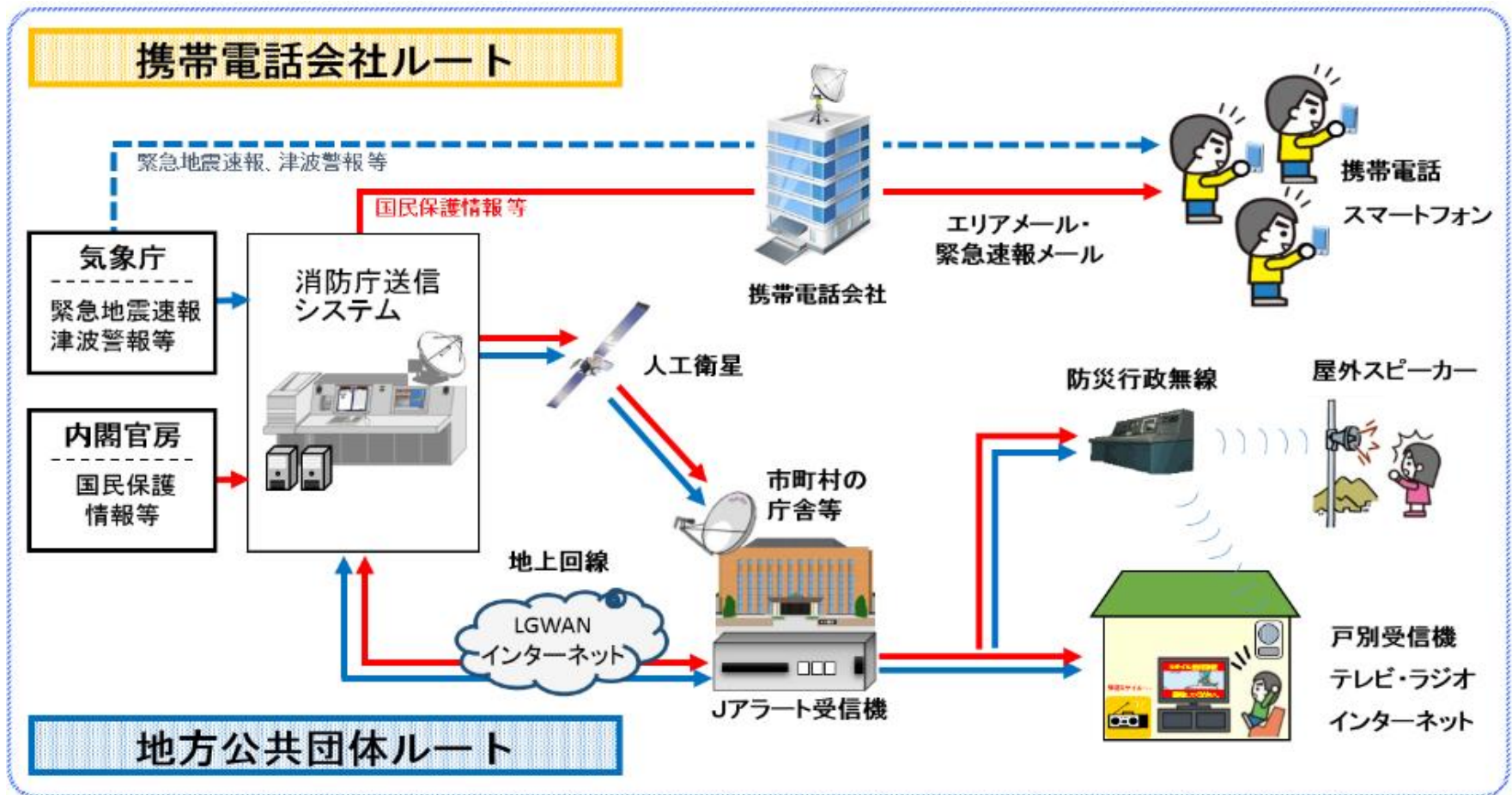
- 1/10
- 2/10
- 2/10
- 3/10
- 2/10

近年の訓練実施状況

	団体数	都道府県
2年以内に実施済	32	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、徳島県、香川県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
2年未実施	9	青森県、栃木県、埼玉県、長野県、岐阜県、奈良県、鳥取県、高知県、長崎県
3年未実施	4	京都府、岡山県、広島県、愛媛県
4年未実施	1	山口県
5年未実施	1	佐賀県

全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム



Jアラートで配信される情報

情報	種別	主な使用実績	
国民保護に関する情報	弾道ミサイル情報 大規模テロ情報など	平成24年12月	北朝鮮ミサイル発射事案 (沖縄県)
		平成28年 2月	
		平成29年 8月	北朝鮮ミサイル発射事案 (北海道等12道県)
		平成29年 9月	
地震に関する情報	緊急地震速報 震度速報など	平成23年 3月	東日本大震災
		平成28年 4月	熊本地震
		平成30年 9月	北海道胆振東部地震
津波に関する情報	大津波警報 津波警報など	平成23年 3月	東日本大震災
		平成28年11月	福島県沖地震
火山に関する情報	噴火警報 噴火速報など	平成26年 9月	御嶽山噴火
		平成30年 1月	草津白根山噴火
気象に関する情報	特別警報・警報・注意報 土砂災害警戒情報など	令和元年10月	台風第19号
		令和 2年 7月	令和2年7月豪雨



- これまで、消防庁より、都道府県消防防災主管部局及び全国の消防本部に対して、以下の内容を含む新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を累次にわたって発出。

(1) 救急隊員への注意喚起

- 救急隊員の行う感染防止対策など具体的手順の徹底
 - ・ 手指衛生 及び 個人防護具(マスク、ゴーグル、感染防止衣、手袋等)の適切な着脱
 - ・ 救急車内の消毒 ・ 救急隊員の健康管理 等

(2) 保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築

- 保健所等が行う移送への協力
 - ・ 保健所等が行う新型コロナウイルス感染症陽性患者等の移送に対する消防機関による協力
 - ・ その他、関連事案発生時における対応に係る役割分担や具体的手順の確認、密な情報共有及び連絡体制の構築 等

(3) 救急搬送困難事案への対応

- 「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査」の継続実施・関係機関との情報共有・必要な連携協力
 - ・ 救急現場においても感染者数の増加等に伴う救急搬送困難事案発生状況の変化を的確に把握し、関係機関と情報を共有
 - ・ 各都道府県調整本部等が行う新型コロナ疑い救急患者の受入れ体制整備に際し、消防関係者も適切に関与
 - ・ 救急搬送困難事案の抑制に向けた各地域における具体的な取組状況は、総務省消防庁としても継続的に情報収集し、適切に対応 等

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について

- これまで、都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を **18回** 発出。
- 救急隊員の行う**感染防止対策**など具体的手順の徹底
 - **保健所等関係機関**との密な情報共有、連絡体制の構築、**救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力** など

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 1月16日(木)	「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」(事務連絡)	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を行うもの
② 1月28日(火)	「新型コロナウイルス感染症への対応について」(事務連絡)	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認するもの
③ 2月1日(土)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第24号・消防救第28号通知)	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行後の消防機関における対応を確認するもの(一のうち、④の発出に際して廃止)
④ 2月4日(火)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第26号・消防救第32号通知)	厚生労働省から新たに示された「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を踏まえた消防機関における対応を確認するもの(一のうち、⑤の発出に際して一部改正)
⑤ 2月15日(土)	「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」(事務連絡)	救急隊員の新型コロナウイルス感染事例が発生したことも踏まえ、2月4日に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促すもの
⑥ 2月28日(金)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」(事務連絡)	改めて感染防止対策の徹底を図るとともに、消防機関が移送することとなった場合の移送先医療機関の決定等に困難が生じることのないよう、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促すもの
⑦ 3月10日(火)	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(第2弾)の決定等について」(事務連絡)	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(第2弾)の決定や、救急隊の感染防止対策の改めての徹底等を確認するもの
⑧ 3月19日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討を求める事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(一のうち、⑨の発出に際して廃止)
⑨ 3月26日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討を求める事務連絡が改訂されたことを踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑩ 4月14日(火)	「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応についての事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑪ 4月18日(土)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者への対応等について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に関する救急医療の実施についての事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの(一のうち、⑫の発出に際して廃止)
⑫ 4月23日(木)	「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について(依頼)」(消防救第103号通知)	発熱等を伴う傷病者への対応に関して、受入医療機関の決定に苦慮する事案が報告されていることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査」実施への協力を求めるとともに、関係者との間での情報共有など必要な対応を求めるもの
⑬ 4月27日(月)	「心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」(消防救第109号通知)	日本臨床救急医学会より消防庁にて提言のあった「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心肺停止傷病者への対応について(消防機関による対応ガイドライン)」を消防機関宛て情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求めるもの
⑭ 5月13日(水)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施についての事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの
⑮ 5月27日(水)	「「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について」(消防消第163号・消防救第130号通知)	厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を一部改正する通知が発出されたことを踏まえ、2月4日付け消防庁通知(上記④)の内容を一部改正した旨を周知するもの
⑯ 5月27日(水)	「新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症患者等の移送等に関する事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び消防機関に移送協力要請があった際の適切な対応などを求めるもの
⑰ 6月19日(金)	「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備に関する事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの
⑱ 10月23日(金)	「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に関する事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの

新型コロナウイルス感染症対応に係る消防庁予算

	予備費 (3月10日閣議決定) 【2.4億円 (うち予備費1.6億円)】	1次補正予算 (4月30日成立) 【20.0億円】	2次補正予算 (6月12日成立) 【3.0億円】
--	---	---------------------------------	--------------------------------

救急隊の感染防止資器材確保支援 (国が一括購入し、消防本部へ提供)

N95マスク	1.5ヶ月分	2ヶ月分	2ヶ月分
感染防止衣	1.5ヶ月分	2ヶ月分	2ヶ月分
グローブ	1.5ヶ月分	2ヶ月分	—
エタノール	1.5ヶ月分	2ヶ月分	2ヶ月分
ゴーグル	—	必要とする救急隊員分	—
人工鼻フィルター	—	—	2ヶ月分

【3.4億円】

その他

救急車等	約70台 ※救急車は搬送体制を強化 することを条件に配分	【9.7億円】	
アイソレーター	約270台		
戸別受信機	無償貸付 約3.4万台	【6.8億円】	
e-カレッジ コンテンツ充実	新型コロナウイルス感染症 関係コンテンツの追加	【0.1億円】	